

浦安市規則第35号

浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付規則の一部を
改正する規則

浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付規則（平成30年規則第31号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則

第1条中「省エネルギー設備（環境への負荷の低減に資するエネルギーの有効利用を促進する設備で、住宅に設置するものをいう。以下同じ）」を「家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強^{じん}靱化を図るため、未使用の住宅用設備等（太陽熱利用システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、断熱窓、電気自動車及びV2H充放電設備をいう。）」（以下「補助対象設備」という）に、「設置する者」を「導入する者」に、「省エネルギー設備が」を「補助対象設備（断熱窓を除く。）が」に、「その設置」を「その導入」に、「省エネルギー設備の普及促進」を「脱炭素化の促進」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 太陽熱利用システム又は家庭用燃料電池システムを導入する場合 当該補助対象設備を自ら居住する市内の住宅（店舗等と併用するものを含む。）に導入していること。
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システムを導入する場合 次のいずれにも該当すること。
 - ア 当該補助対象設備を自ら居住する市内の住宅（店舗等と併用するものを含む。）に導入していること。
 - イ 自ら居住している住宅に、住宅用太陽光発電システム（太陽電池を利

用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備であつて、設置された住宅において電気が消費され、連系された低圧配電線に余剰の電気が逆流されるものをいう。以下同じ。)を導入していること。

(3) 断熱窓を導入する場合 自ら居住している住宅(第三者が所有する場合を含む。)(店舗等と併用するものを含む。)に設置されている窓を、断熱性能の高い窓へ改修するものであること。

(4) 電気自動車を導入する場合 自ら居住している住宅に、住宅用太陽光発電システムを導入していること。

(5) V2H充放電設備を導入する場合 自ら居住している住宅に、住宅用太陽光発電システム及び電気自動車を導入していること。

(6) 市税を滞納していないこと。

第2条第2項中「前項第1号アに該当する場合において、設置する」を「前項に該当する者が、導入する」に、「省エネルギー設備」を「補助対象設備」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電気自動車を導入する場合は、電気自動車を導入する住宅において、申請者がこの規則に基づく補助を受けていないこととする。

第2条に次の1項を加える。

3 電気自動車を除く補助対象設備は、補助金の申請をする年度内に補助対象設備に係る工事に着手し、及び完了していること。

第3条第1項中「省エネルギー設備の設置又は省エネルギー設備が設置された住宅(省エネルギー設備に係る部分に限る。)の購入(以下「省エネルギー設備の設置等」という)を「補助対象設備の導入(補助対象設備が設置された住宅を購入する場合は、当該補助対象設備に係る部分に限る)」に改め、同条第2項中「補助の対象となる省エネルギー設備」を「補助対象設備」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付申請書」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書」に、「提出しなければならない」を「申請しなければならない」に改め、同項第2号中「省エネルギー設備」を「補助対象設備」に、「設置」を「導入」に改め、同項第3号中「蓄電システムの設置」を「定置用リチウムイオン蓄電システムの導入」に、「太陽光発電システムが設置されている」を「住宅用太

陽光発電システムが導入されている」に改め、同項第9号を同項第11号とし、同項第8号中「省エネルギー設備の設置状況」を「補助対象設備の導入状況」に、「設置前及び設置後」を「導入前及び導入後」に改め、「の写真」の次に「とし、電気自動車については、保管場所において撮影した写真とする。」を加え、同号を同項第10号とし、同項第7号中「省エネルギー設備」を「補助対象設備」に改め、同号を同項第9号とし、同項第6号中「省エネルギー設備の設置等に係る経費」を「補助対象設備の導入に係る補助対象経費」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「省エネルギー設備の設置等」を「補助対象設備の導入」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号を次のように改める。

- (4) 当該補助対象設備に係る設置工事の開始日及び完了日が確認できる書類（補助対象設備が設置された住宅を購入する場合は、当該住宅の引渡日が確認できる書類）

第4条第1項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 電気自動車の導入については、次に掲げる書類
- ア 住宅用太陽光発電システムが導入されていることが分かる書類（住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を導入している場合の補助を受けようとする場合は、V2H充放電設備が導入されていることが分かる書類を併せるものとする。）
- イ 当該電気自動車の自動車検査証の写し

- (5) V2H充放電設備の導入については、住宅用太陽光発電システム及び電気自動車が導入されていることが分かる書類

第4条第2項中「提出は、省エネルギー設備の設置工事の完了日又は省エネルギー設備が設置されている住宅を購入した場合のその引渡日から起算して3か月が経過した日の属する月の末日（12月にあつては、28日）」を「申請は、申請をする年度の2月末日」に改める。

第6条中「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付・不交付決定通知書」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付・不交付決定通知書」に改める。

第7条中「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付請求書」を

「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書」に改める。

第10条中「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金」に改める。

別表太陽光発電システムの項を削り、同表家庭用燃料電池システムの項補助金の限度額の欄を次のように改める。

停電時自立運 転機能あり	100,000円
停電時自立運 転機能なし	50,000円

別表リチウムイオン蓄電システムの項を次のように改める。

定置用リチウムイオン蓄電システム	(1) 国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。 (2) 県が実施する太陽光発電設備・蓄電池の共同購入支援事業により、補助対象設備を購入していないこと。	70,000円
------------------	--	---------

別表に次のように加える。

電気自動車	(1) 新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。 (2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。 (3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。 (4) 国が令和3年度以降に実施する補助	住宅用太陽光発電システム及びV2H充放電設備を導入している場合 150,000円 住宅用太陽光発電システム
-------	---	---

	事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。	を導入している場合 100,000円
V2H充放電設備	国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているV2H充放電設備であること。	補助対象経費に10分の1を乗じて得た額又は250,000円のうち、いずれか少ない額

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所
（ふりがな）
氏 名
電話番号

浦安市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金の交付を受けたいので、浦安市住宅用設備脱炭素化促進事業補助金交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

導入する住宅用設備等	住宅用設備等	補助金交付申請額
	太陽熱利用システム	円
	家庭用燃料電池システム	円
	定置用リチウムイオン蓄電システム	円
	断熱窓	円
	電気自動車	円
	V 2 H 充放電設備	円
交付申請額合計		円
住宅用設備等を導入する住宅の所在地		

該当する場合の□欄に「レ」を付けた上、項目を記入してください。

<input type="checkbox"/>	住宅用設備等を導入する場合	設備の設置工事の開始日 設備の設置工事の完了日	年 月 日 年 月 日
<input type="checkbox"/>	住宅用設備等が設置された住宅を購入する場合	住宅の引渡日	年 月 日
<input type="checkbox"/>	電気自動車を購入する場合	自動車検査証の登録年月日又は交付年月日	年 月 日

市税の納付状況の確認に係る同意署名欄

市税の納付状況について、市が保有する情報により確認することに同意します。
署名（自署）

別記第2号様式中「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付・不交付決定通知書」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付・不交付決定通知書」に、「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金について、浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付規則」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金について、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則」に、

「

- ・ 太陽光発電システム 円
- ・ 太陽熱利用システム 円
- ・ 家庭用燃料電池システム 円
- ・ リチウムイオン蓄電システム 円
- ・ 断熱窓 円

」

を

「

- ・ 太陽熱利用システム 円
- ・ 家庭用燃料電池システム 円
- ・ 定置用リチウムイオン蓄電システム 円
- ・ 断熱窓 円
- ・ 電気自動車 円
- ・ V2H充放電設備 円

」

に改める。

別記第3号様式中「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付請求書」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書」に、「浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金を、浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付規則」を「浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を、浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の浦安市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付規則の規定は、施行日以後に住宅用設備等の導入に係る設置工事を開始し、又は住宅用設備等を購入した場合について適用する。

3 施行日前に、改正前の浦安市住宅用省エネルギー設備設置費等補助金交付規則（以下「旧規則」という。）に規定する省エネルギー設備（この項において「省エネルギー設備」という。）に係る設置工事を開始し、又は省エネルギー設備を購入した場合についての旧規則の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、同条第2項の規定にかかわらず、令和5年2月末日までに行わなければならない。